

2007年12月28日

さがみはら市民オンブズマン
代表幹事 中野直樹

政務調査費(事務所費)の監査結果に基づき市長が講じた措置について(通知)に関するコメント

- 1 本年12月21日、相模原市長は、相模原市監査委員が本年10月3日付けで勧告した監査結果に基づき講じた措置について、監査委員に通知をしました。

これによりますと、平成18年度の市政クラブの政務調査費のうち的事务所費について、本年12月4日付けで、市長から同クラブに「試算額」が提示され、同クラブがこれを全部受け入れて執行額の修正と差額金の返還を行ったので、市長から返還措置を講ずる必要がなくなったとされています。

現時点ではこの「試算額」を得ておりませんので、この市長の判断が適法であるかどうかについては判断ができません。この「試算額」の公開を待つて当会の評価をいたします。

- 2 監査委員が、すでに監査請求期間を経過していた「平成17年度分の事務所費」についても「適正な執行額に確定させることが肝要である」との見識を示しました。これを受けて、相模原市長も本年12月17日付けで、平成17年度及び18年度において事務所費を支出していた市政クラブ及び他会派等に対し文書により検証を求めたとされています。

事務所費については、平成17年度分も18年度分も同じ構造であり、その検討に長期間の時日を要するものではありません。

今後すみやかに、市政クラブをはじめとした、事務所費を支出した各会派等が平成17年度及び18年度分について検証を行い、必要な修正・差額金の返還を実施することを強く要望し、その実施に注目をします。

- 3 当会は、監査委員の勧告が示したあん分率が適正・合理的なものかどうかについて大きな疑問があります。もともと事務所経費そのものが公金使用の確たる裏づけや証明が極めて困難なこと、そのために政治とカネの疑惑の温床になっていること等から、政務調査費の透明性を高めるために、政務調査費としての「事務所費」を廃止することを主張します。